



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 7 月 8 日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／華南・台湾】

中国-台湾間におけるサービス貿易協定の締結について

2013 年 6 月 21 日、中国・台湾の交流窓口機関は兩岸経済協力枠組み協定（ECFA）に基づく「サービス貿易協定」を締結しました。サービス貿易の開放は 2010 年に締結された ECFA の中において、物品貿易の開放と並ぶ最重要項目の一つと位置づけられており、今後はサービス分野における相互の結びつきが一段と強まることが期待されています。

今般、中国側は 80 業種、台湾側は 64 業種の開放に合意しましたが、今後中国・台湾はそれぞれの内部手続きを経て、年末までの発効を目指すことになります。

◎ 「サービス貿易協定」における主な開放項目について

	中国側（対台湾）	台湾側（対中国）
IT・通信業	<ul style="list-style-type: none"> 台湾のインターネット接続サービスやコールセンター事業者による合弁会社設立を許可。但し、台湾投資家の出資比率上限は 50%。 ※ 福建省福州市のみ独資で会社設立が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国のコンピュータ関連事業者による独資・合弁での会社・拠点設立を許可。
印刷業	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の印刷業者による合弁会社設立を許可。但し、中国本土の投資家が支配権を有することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の印刷会社による合弁会社の設立を許可。但し、中国投資家の出資比率上限は 50%。
建築業	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の建設業者による公共建設の入札参加を許可。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の建設会社による合弁での拠点設立を許可。但し、中国投資家の出資比率上限は 12%。
小売・卸売業	<ul style="list-style-type: none"> 中国本土で 30 店舗以上展開し、また一定の品目を取り扱う台湾の小売・卸売会社について、台湾投資家の出資比率上限を 65% とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の小売・卸売会社による独資・合弁での販売拠点設立を許可。
観光・旅行業	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の旅行会社による会社設立を許可。拠点設置場所や設備、その他最低資本金条件等は中国の旅行会社と同等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の旅行会社による独資・合弁での会社設立を許可。但し営業拠点は 3 か所までとし、取扱う商品も台湾人向けの域内旅行に限定。
保険業	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の保険会社による自賠責保険の取り扱いを積極的に支持。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の保険会社による事務所設立や出資に関する規定見直し。
銀行業	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の銀行による村鎮銀行（農村地域における銀行業金融機関）設立申請を許可。 既に福建省内に支店を有する台湾の銀行が省内で新たに支店を開設するにあたっての申請を行うことを許可。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の銀行による台湾の銀行への出資比率上限は、上場会社の場合 10%、非上場会社の場合 15%、持ち株会社の傘下銀行の場合 20% とする。 出資先は持ち株会社或いはその子銀行のいずれか一つに制限する。

以上

【出所：中国商務部、兩岸経済協力枠組み協定（ECFA）HP】

照会先：国際事業部 （東京）電話 03 - 6704 - 2723
（大阪）電話 06 - 6268 - 6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載